

2016年7月27日

各位

会社名 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社
代表者名 グループCEO 代表取締役社長 櫻田 謙悟
(コード：8630 東証第1部)

**連結子会社（損害保険ジャパン日本興亜株式会社）による
国内劣後特約付無担保社債（利払繰延条項付）の条件決定に関するお知らせ**

当社の連結子会社である損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、2016年7月7日付で公表いたしました国内劣後特約付無担保社債（利払繰延条項付）の発行について、本日その条件を決定しましたので、別紙のとおりお知らせいたします。

以 上

別紙

2016年7月27日

各位

会社名 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
 代表者名 代表取締役社長 西澤 敬二

国内劣後特約付無担保社債（利払繰延条項付）の条件決定について

当社は、2016年7月7日付で公表いたしました国内劣後特約付無担保社債（利払繰延条項付）の発行について、本日その条件を決定しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 発行体	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	
2. 社債の名称	第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）
3. 社債総額	1,000億円	1,000億円
4. 各社債の金額	金100万円	金1億円
5. 払込金額	各社債の金額100円につき金100円	
6. 償還金額	各社債の金額100円につき金100円	
7. 償還期限	2046年8月8日（30年債） ただし、①2026年8月8日以降の各利息支払期日に、または②払込期日以降に資本事由、税制事由もしくは資本性変更事由が発生し、継続している場合に、監督当局の事前承認等を前提に任意償還可能。	2076年8月8日（60年債） ただし、①2026年8月8日以降の各利息支払期日に、または②払込期日以降に資本事由、税制事由もしくは資本性変更事由が発生し、継続している場合に、監督当局の事前承認等を前提に任意償還可能。
8. 利率	2016年8月8日の翌日から2026年8月8日まで：年0.84% 2026年8月8日の翌日以降： 6か月ユーロ円 LIBOR+1.86%	2016年8月8日の翌日から2026年8月8日まで：年0.84% 2026年8月8日の翌日以降： 6か月ユーロ円 LIBOR+1.86%
9. 募集期間	2016年7月28日～8月5日	2016年7月27日
10. 払込期日	2016年8月8日	
11. 利払日	毎年2月8日および8月8日	

12. 優先順位	<p>本社債は、発行体の清算手続等における債務の支払に関し、一般の債務に劣後し、当社の最上位の優先株式（当社が今後発行した場合）および当社が 2013 年に発行した既存の米ドル建劣後債と実質的に同順位として扱われ、普通株式に優先する。</p>	
13. 資金使途	<p>有価証券投資等の長期的投資資金および運転資金</p>	
14. 共同主幹会社	<p>みずほ証券株式会社 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社 大和証券株式会社 SMBC 日興証券株式会社</p>	<p>みずほ証券株式会社 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社 大和証券株式会社 SMBC 日興証券株式会社</p>
15. 引受会社	<p>—</p>	<p>JP モルガン証券</p>
16. 社債管理者	<p>株式会社みずほ銀行</p>	<p>—</p>
17. 財務代理人	<p>—</p>	<p>株式会社みずほ銀行</p>
18. 取得格付	<p>AA-（株式会社日本格付研究所）</p>	
19. 振替機関	<p>株式会社証券保管振替機構</p>	

以上

この文書は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社第 1 回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）および損害保険ジャパン日本興亜株式会社第 2 回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）の社債発行に関する情報を一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。